

一般社団法人サステナブルフードチェーン協議会（SFA）

食品寄贈ガイドライン（第1版） 要約版

\* 本ガイドライン原案は、SFA「こどもスマイリング・プロジェクト 食品寄贈ガイドラインに関する検討報告書（第1版）」（2022年3月）をベースにし、構成としては「消費者庁ガイドライン構成案」を、内容的にはEU「食品寄贈ガイドライン」、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」、こども食堂ネットワーク「こども食堂の作り方」、一般社団法人全国食支援活動協力会編「こども食堂あんしん手帖（2023年改訂版）」等を参考にして、東京都大学提案事業における「食品寄贈ガイドライン検討会」における議論に基づき作成した。

## 1. ガイドラインの背景

### （1）持続可能性と社会的包摂

### （2）食品寄贈の考え方

フードシステムから発生する余剰食品のロスおよび廃棄の量を削減することと、食品を必要としている人々に寄贈することは、直接的な関連性があるようにみえるが、観点が大きく異なっている。前者は環境と経済の観点であり、後者は福祉の観点であることから、両者を直接つなげて論じるべきでないし、両者を目的と手段の関係にあるかのようにとらえることは避けなければならない。余剰食品を寄贈につなげるには、いわば環境と福祉の観点から、福祉の観点への転換、ないし環境・経済・福祉の鼎立が求められる。

食品寄贈において重要なことは、まだ食べられる食品を有効利用するために、善意と良心に基づいて、必要とする人々に適切な状態やタイミング、場所で提供することである。その意味で、大量生産・大量消費、それに付随しがちな大量廃棄の延長にあるような大量寄贈だけでなく、地域で発生する余剰食品をできるだけ地域内で、そして栄養バランスも考慮して寄贈する、きめ細かい仕組みの食品寄贈のモデルをいかにつくるかが問われている。

### （3）ガイドラインの目的、位置付け等

食品寄贈が重要課題となる中で、食品寄贈において健康被害等の問題が生じないよう安全を期す必要がある。そのため寄贈者には、通常のサプライチェーンとは異なり、ボランティアな活動を行う提供先との信頼関係の構築や、実際の提供時および提供後に考えられるリスクへの備えなど、寄贈者にはさまざまな責務が課されている。そこで、本ガイドラインでは、以下の観点を重視する。

- ① 寄贈者が共通の規格のもとで安心して寄贈ができる方法を示す。
- ② 寄贈者、中間支援組織（フードバンク、社会福祉協議会等）、食提供事業者（子ども食堂、フードパントリー等）ともに守ることが必要な事項を一気通貫的に示す。
- ③ ②の当事者は、寄贈後もガイドラインを遵守する。

なお、食品寄贈と並行して**非食品の寄贈**（例えば日用品、衛生用品、生理用品等）も期待されていることを付記する。さらに、家庭等の余剰品を持ち寄って寄贈する**フードドライブ**については、環境省「フードドライブ実施の手引き」等を踏まえ、実施にあたって

留意すべき点が少なくないことについて注意喚起する。

## 2. 関係者の定義と対象食品の範囲

### (1) 寄贈者の定義

寄贈とは、公共性の高い場所に対して物品を「贈る」ことをさし、寄贈を行う者を寄贈者という。寄贈者は、個人または組織で、食品の生産・加工製造・流通・小売・外食・再流通の各主体、食品産業以外の者もあり得る。寄贈にあたって寄贈者は、「そもそも寄贈とはどのようなものであるべきか」という視点から、受贈側組織の立場や特徴、心情等を十分考慮する必要がある。

### (2) 受贈側組織の定義

受贈側組織は、フードバンク、社会福祉協議会といった中間支援組織（バックライン）、および子ども食堂、フードパントリーなどの食提供事業者（フロントライン）とがある。

フードバンクとは／社会福祉協議会とは／食提供事業者とは（子ども食堂、フードパントリー等）

### (3) 寄贈対象となる食品の範囲

現状、寄贈されている食品は、一般家庭用の常温品の一部と防災備蓄食品などが主流となっている。しかし、今後拡大が期待される食品として、業務用の常温品、冷蔵・冷凍品、一般家庭用の冷蔵・冷凍品があげられる。これらについては、量や表示の問題、冷蔵・冷凍物流チェーン、トレーサビリティの確保、賞味期限や消費期限に対応した迅速なマッチングといったクリアすべき課題がある。

寄贈する側・受け取る側の役割と責任を明文化し、双方がルールに則って行動することで、安心して寄贈できる仕組みを構築することが重要である。そのためにも、相互に顔が見える信頼関係を築くことが求められる。

## 3. 関係法律の適用関係

SFA「こどもスマイリング・プロジェクト 食品寄贈ガイドラインに関する検討報告書（第1版）」（2022年3月）別紙「食品寄贈に関する法律」を参照。

消費者庁が今後策定するガイドラインには、①行政規制（食品衛生法、食品表示法、廃棄物処理法等）、②民事責任（不法行為、債務不履行、PL責任等）、③刑事責任（過失致傷等）などの適用について、包括的に記述される予定。

## 4. 安全面等の整理

### (1) 衛生管理

寄贈者は、食品が受贈側組織（中間支援組織および食提供事業者）を経て利用者に届くまでの間、安全性を損なわないよう、衛生面において適切に管理する必要がある。また、受贈側組織でも適切に管理ができるよう、保存の方法は流通、家庭等において可能な保存の

方法を、具体的かつ平易な用語で表示することが求められる。

受贈側組織において、特に調理をして食事提供を行う場合は、注意が必要である。さらに、衛生管理責任者の免許保有者や、食品衛生に関する講習を受けたものなど、食品の衛生管理に必要な知識を身に付けている人員が組織にすることが望ましい。

## **(2) 施設、設備**

受贈側組織においては、活動内容によって、営業許可または届出等が必要なことから、事前に保健所に相談し、必要な助言及び指導を受けることが望ましい。営業許可または届出が必要な場合、HACCP に沿った衛生管理が必要となる。

## **(3) 組織体制（労務管理等）**

ボランティア人員も含めて労務状態の管理、責任の所在、事故が起こった際の対応フローを整えておく必要がある。また、自然災害等の非常時対応フローも検討が必要である。

# **5. 供給上の注意**

## **(1) 記録（トレーサビリティ）**

寄贈される食品の安全性等を保証するため、寄贈者から受贈側までにどのような経路をたどってきたかを追跡可能な状態で記録するトレーサビリティの確保が求められる。これは、品質問題発生時の原因を迅速に特定し対策を取るためや、横流しや転売など食品が市場に不正に流通することを避けるためにも重要である。

トレーサビリティ確保の方法については、デジタルに記録を残す方法だけでなく、それぞれの組織の体制にあった方法を選ぶのが望ましい。

## **(2) 食品の情報伝達**

受贈側組織において適切に取り扱うことができるよう、情報を記録し伝達する体制を整える必要がある。伝達すべき情報として以下があげられる。

品目名／数量／保存方法／消費期限と賞味期限／アレルゲン／安全性に重要な影響を及ぼす事項／出荷・入荷日／食品提供元、食品提供先名称／配送場所／箱外寸／重量／受け渡し時の品温 等

## **(3) 運送業者、倉庫業者等との連携**

安全性の管理やトレーサビリティの確保には、物流に関わる事業者との連携体制を適切に構築する必要がある。

## **(4) 食品表示について**

食品表示に関連して注意すべき点は、アレルゲン等の特定原材料を含む食品に関する基本的な表示、期限表示（賞味期限と消費期限）、印刷ミス等により表示が正しくないが、食品としては全く問題がないものの寄贈の3つである。

# **6. 事故時の対応（消費者庁におけるガイドライン検討状況と調整しながら検討）**

## 7. 契約上の留意点

食品寄贈は、寄贈者が中間支援組織を通して食提供事業者に寄贈する場合と、直接、食提供事業者に寄贈する場合とがある。ここでは、前者の中間支援組織を通じた食品寄贈を念頭に、寄贈プロセスを事前手続きと寄贈実施の2つの段階に分けて整理する。

### (1) 事前手続き

寄贈者は、中間支援組織を通じて食提供事業者と事前に協議し、条件を明らかにしたうえで、寄贈の意思決定を行う。寄贈者が小売業者や卸売業者の場合、必要に応じて、寄贈食品の製造元であるメーカーとの協議を行う。その後は、寄贈食品に関する情報をできるだけ早く中間支援組織に伝え、寄贈先を決定（マッチング）する。

食提供事業者は、食品の種類に応じて、賞味期限あるいは消費期限、取り扱い方法、保管・保存方法などを確認し、自らの需要能力や保管能力、子ども食堂等の利用者のニーズなどに基づいて対応を検討し、中間支援組織に希望を伝える。

マッチングと並行して、寄贈者と中間支援組織、食提供事業者との間で、それぞれ協定書、同意書の協議、締結を行う。その際、寄贈の実施後も、双方が合意内容を遵守した安心安全な寄贈を通じて、相互の信頼関係を築くプロセスを積み重ねていく必要がある。

### (2) 寄贈実施

寄贈者は、寄贈する食品の取り扱いにおいて適切な手段を用いて中間支援組織、食提供事業者に届ける必要がある。また、食提供事業者は、受け取った食品を適切に取り扱い、利用者に提供または配布することが求められる。さらに、その実績について、中間支援組織を通じて寄贈者に報告することが望まれる。

### (3) 合意形成プロセスで注意すべき点

寄贈者側の意思決定プロセスにおいて注意すべきことは、寄贈の責任主体が誰なのかという点である。これは、寄贈される食品の所有権の問題であり、それに付随して寄贈後にトラブルがあったときの責任と補償の範囲、ブランド棄損が生じるかもしれないというリスク（レピュテーションリスク）、転売の問題、寄贈に関わる物流費をはじめとするコスト分担などが関連する。レピュテーションリスクは、保険等の金銭面でカバーできない面もあり注意が必要である。

寄贈の意思決定は、その商品の所有権を有する者が行うのが一般的であるが、意思決定に際して、ブランド毀損のリスクおよび商取引の信義上の観点から、ブランドの帰属先から合意を得る必要がある。

### (4) 情報の事前共有

寄贈を適切に行うには、寄贈者側と中間支援組織および食提供事業者とが、次のような事項について事前に情報共有することにより、円滑なマッチングを図ることが重要である。

寄贈側から：食品の品目／数量／賞味期限や消費期限／保存方法／ロット（荷姿）／賞味期限や消費期限が短い場合の留意事項等

受贈側組織から：受け入れ可能な数量／子ども食堂やパントリー等の開催日時／駐車場

や荷捌き場所の広さ／冷蔵・冷凍庫を含む保管場所の容量／調理施設／一定の資格や研修等の受講経験／業務実績を有するスタッフの情報等

#### (5) 協定書と合意書

食品寄贈の各当事者の期待や役割、責任等を明確にするために、寄贈者と中間支援組織との間では協定書の締結が、食提供事業者との間では合意書の締結が推奨される。

協定書、合意書の項目は、ケースバイケースで設定すべきであるが、最低限盛り込むべき内容として、以下があげられる。

寄贈者の義務、責任、権利／中間支援組織の義務、責任、権利（協定書の場合）／食提供事業者の義務、責任、権利（合意書の場合）／食品の配送、受け取り、保管、消費等に関わる期限の遵守／配送・受け取り方法、保管方法／合意事項の遵守範囲、体制等／食品安全に関する責任の所在（どの時点で移行するか等）

実際の合意書のひな型は「13」で示す。

### 8. 情報管理

### 9. 財務管理・情報公開

### 10. 国・自治体による支援措置

### 11. チェックリスト

\* 9～12は、消費者庁におけるガイドライン検討状況と調整しながら検討する。

### 12. 各種ひな型：モデル合意書

<こどもスマイリング・プロジェクトの事例1：2者間合意書>

<こどもスマイリング・プロジェクトの事例2：3者間合意書（PB等のケース）>

（運用実績はあるが内容がケースバイケースで異なるため未公開）

以上は、SFA「こどもスマイリング・プロジェクト 食品寄贈ガイドラインに関する検討報告書（第1版）」（2022年3月）を参照。